平成24年5月22日

Mm

各 位

上場会社名 エムスリー株式会社

(コード番号:2413 東証一部)

(http://corporate.m3.com)

本社所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号

赤坂インターシティ

 代表者
 代表取締役
 谷村
 格

 問合せ先
 取締役
 辻
 高宏

電話番号 03-6229-8900 (代表)

ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を 当社取締役会に委任する件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役および使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに当社の取締役に対して報酬等として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成24年6月25日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社および当社子会社の取締役および使用人に対して、時価型ストックオプション(権利行使時の払込金額を時価を基準として決定するもの)および株式報酬型ストックオプション(権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの)として新株予約権を無償で発行するものであります。なお、時価型ストックオプションについては、業績向上へのインセンティブを高めるものとして、当社および当社子会社の取締役および使用人に対して付与するものとし、株式報酬型ストックオプションは、より業績に連動した報酬として、当社および当社子会社の取締役および使用人に対して付与するものであります。

- 2. 当社の取締役の新株予約権に関する報酬等の額および具体的内容の算定の基準および相当性
 - 当社の取締役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額および具体的内容はいずれも、会社業績、および当社における業務執行の状況、貢献度等を基準としております。また、新株予約権は当社の中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることおよび株主を重視した経営を一層推進することを目的としているので、当該額および具体的内容は相当なものであると考えています。
- 3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限 以下に定める事項は、別段の記載がない限り、時価型ストックオプションとしての新株予約権および株式報酬 型ストックオプションとしての新株予約権に共通するものとします。
 - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
 - ① 時価型ストックオプション 下記(3)に定める時価型ストックオプションにかかる内容の新株予約権2,000個(うち、当社の取締役 については1,000個)を上限とする。
 - ② 株式報酬型ストックオプション 下記(3)に定める株式報酬型ストックオプションにかかる内容の新株予約権1,000個(うち、当社の取締役については600個)を上限とする。
 - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
 - (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な 範囲で付与株式数を調整する。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - i) 時価型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式 により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

ii) 株式報酬型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
 - i) 時価型ストックオプション

平成26年7月1日から平成34年5月31日までの期間

ii) 株式報酬型ストックオプション

平成26年7月1日から平成54年5月31日までの期間

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条 第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の 端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ⑥ 新株予約権の取得条項
 - (i) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(ii) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(iii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(iv) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(v) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとす ス

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を 組織再編行為の条件等を期案の上調整して得られる再編後払込金額に上記前に従って決定される当

交付される各新株予約権の行使に除して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- v 新株予約権を行使することができる期間 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとす
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するもの とする。
- viii 新株予約権の取得条項 上記⑥に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 4. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の総数(時価型ストックオプションとしての新株予約権につき1,000個以内、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権につき600個以内)をそれぞれ乗じた額とします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定します。第2号議案が原案通り承認可決されますと、当社の取締役の員数は、9名となります。